

弁護士と税理士、あるいは司法書士などの「士業」が連携することで、法的な問題だけでなく、相続税の対策や相続登記(相続での名義変更登記)のトラブルリスクが抑えられます。当事務所は勉強会や相談会の開催により経験した「士業連携」によって、相続などの相談をより良い解決に導けたと実感しています。その経験をもとに、士業連携をより密接に行う「南大阪士業の会」を発足させました。この会は南大阪(淀川以南の地域)を中心に活動する弁護士、税理士、司法書士、宅地建物取引士などの国家資格を持つ士業の集まりです。各士業はそれぞれ得意分野があります=表①。遺言者や相続人が抱えていた問題を士業が連携することで適切なアドバイスができた2つの相談事例を紹介します。

【事例①】

私(長男)は両親と同居し、父は多額の預貯金などの金融資産を残して亡くなりました。子供は私と遠方に住み疎遠になっている二男、長女。父の遺言書には世話をした母(配偶者)と私の2人に全財産を譲るとありました。私は相続税対策や二男、長女との相続トラブルを避けたいと思います。

この事例は、多額の相続税と遺留分がポイントですので、弁護士と税理士が関わることが良いと考えます。相続税の控除制度が多数あります。

〈相続に関する主な士業の専門性〉

表①

項目	弁護士	税理士	司法書士
相続裁判の代理人	○	×	×
相続人調査(戸籍謄本収集など)	○	○	○
遺産分割協議書作成	○	×	△
相続放棄手続代理	○	×	×
相続税の確定申告	△	○	×
相続不動産登記	△	×	○

○=可能、△=専門ではないが可能。もしくは制限あり。×=不可

弁護士
西田敦氏

西田・真鍋法律事務所

士業の連携で相続がスムーズに

弁護士・税理士・司法書士・

PR

制度を使うには、いろいろな要件があり、弁護士でも手続きは可能ですが、より相続税法に詳しい税理士がたてています。例えば、控除制度の一つに「配偶者の税額軽減特例」があります。配偶者の法定相続分の金額と1億6千万円以下のどちらか高い金額が相続税の対象から控除されます。

特例を知らず、確定申告までに遺産分割協議が整わなければ、納付する多額の現金(原則)が必要です。相続税の確定申告は、相続発生後の10カ月以内です。

現金を準備しようとしても一昨年の最高裁の決定により、預貯金や不動産などの全財産の遺産分割協議が整わないと、原則として預貯金が引き出せません。例外として預貯金を引き出すには、家庭裁判所への仮処分の申請が必要で、弁護士の対応・戦略が必要になります。

もう一つのポイントは遺留分=表②=です。一番良いのは、被相続人が生前に、法律の専門家・弁護士に相談し、全財産を整理して妻や子供に自分の意思を示して、遺留分を考慮した遺言書を作成することです。そのうえで、公正証書遺言にすることが大事です。

〈法定相続率・遺留分率〉

表②

ケース	相続人	法定相続率	遺留分率
①	配偶者	1/2	1/4
	直系卑属(子・孫など)	1/2	1/4
②	配偶者	2/3	1/3
	直系尊属(祖父母・父母)	1/3	1/6
③	配偶者	3/4	1/2
	兄弟姉妹	1/4	遺留分なし
④	配偶者のみ	全額	1/2
⑤	直系卑属のみ	全額	1/2
⑥	兄弟姉妹のみ	全額	遺留分なし
⑦	直系尊属(祖父母・父母)のみ	全額	1/3(原則)

この事例の遺言書は自筆と思われます。法的に有効な遺言書であれば、母と長男のみに全ての財産を譲ることは可能です。しかし、二男、長女とは法定相続の半分は保障される「遺留分」の権利についてもめる可能性があります。トラブルを少しでも避けるには、弁護士が関わり、遺産分割協議書を作成することが重要です。

弁護士と税理士が協働することで、遺言者の相談から遺産分割協議書の作成、家庭裁判所の調停や審判、相続税の確定申告まで、士業に関わる法律に沿った一連の流れを把握し、計画的なサポートが行えます。

【事例②】

父が多くの不動産(土地・建物)を残して亡くなりました。相続人は母と私、そして、父より先に亡くなった二男、長女のそれぞれの子供が3人います。



にしだ・あつし 大阪市立大学法科大学院修了。法円坂法律事務所などを経て平成25年、西田敦法律事務所を開設。27年、真鍋直樹弁護士の合流で現事務所に改称。弁護士など11業種の国家資格者(士業)が集まり、司法過疎地域で無料相談などを行う「八青会」や「南大阪士業の会」で活動。大阪弁護士会所属。

■西田・真鍋法律事務所 大阪府堺市堺区中向陽町2丁3番13号
西田司法ビル3階
☎ 072・225・5111

この事例は不動産相続と代襲相続がポイントです。弁護士と司法書士の連携がベターです。加えて不動産の評価は、不動産鑑定士、不動産の売却では、宅地建物取引士が関わることが良いと思います。

不動産の所有者が相続で変更するときは相続登記が必要です。弁護士でも可能ですが、不動産の権利関係の調査や確認に関して、より専門知識がある司法書士なら相続登記手続きの代理ができます。

遺産分割協議書の作成のためには被相続人の財産把握が必要です。全ての不動産の評価額を調べるには、その経済的価値を判定し、適正な価格が示せる不動産鑑定士との連携が大切です。

さらに、相続税の納付は現金が原則で、不動産の処分が必要になることもあります。そのとき、地域の不動産情報や実勢価格などをよく知る宅地建物取引士が関わることで、より望ましい取引が可能です。

もう一つは、二男、長女の子供が法定相続人となる代襲相続です。不動産の登記を放置していると相続人が何十人にも膨れ上がり、相続登記や遺産分割協議書の作成でも所在不明の人が生じる問題などが出てきます。ご自分で必要書類を集めるのは大変困難で、相続人を確定するにも、時間や費用もかかり、煩雑な手続きが必要です。弁護士に相談することです。

実際の相続問題は預貯金や不動産などの資産が絡み、多数の専門家の知識が必要です。そのため、士業連携を密にしている法律の専門家に、早い段階で相談することをお勧めします。